

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【公開番号】特開2011-66457(P2011-66457A)

【公開日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2011-013

【出願番号】特願2010-293095(P2010-293095)

【国際特許分類】

H 01 S 5/183 (2006.01)

【F I】

H 01 S 5/183

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月3日(2012.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも部分的に、結晶主方向(7)を有する結晶構造と、ビーム出射面(4)と、半導体基体(1)をラテラル方向に形成している複数の側面(5)とを有している半導体基体(1)を備えた面発光半導体レーザチップにおいて、少なくとも1つの側面(5)が、前記ビーム出射面(4)に対して平行な結晶主方向(7)に対して斜めに配置されていることを特徴とする半導体レーザチップ。

【請求項2】

前記半導体基体(1)はビーム出射面(4)に対して平行な正方形または長方形の横断面を有している

請求項1記載の半導体レーザチップ。

【請求項3】

前記結晶主方向(7)の少なくとも1つがビーム出射面(4)に対して平行に延在しており、かつ

前記側面(5)の少なくとも1つが前記結晶主方向に対して40°と50°との間の角度をなしている

請求項1または2記載の半導体レーザチップ。

【請求項4】

前記結晶主方向(7)の少なくとも1つが前記ビーム出射面(4)に対して平行に延在しており、

前記側面(5)の少なくとも1つと、前記結晶主方向とが、45°の角度を成している請求項3記載の半導体レーザチップ。

【請求項5】

前記側面(5)の少なくとも1つとの間に40°～50°の角度を成す前記結晶主方向(7)は、〔100〕方向である、請求項3記載の半導体レーザチップ。

【請求項6】

前記側面(5)は前記ビーム出射面(4)に対して垂直である、請求項1から5までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。

【請求項7】

前記半導体レーザチップは、少なくとも部分的に結晶構造を有している基板（2）を含んでいる

請求項1から6までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。

【請求項8】

前記半導体基体はIII-V化合物半導体を含んでいる

請求項1から7までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。

【請求項9】

前記半導体基体はGaAsまたはAlGaAs、および/または窒化物化合物半導体を含んでいる、請求項8記載の半導体レーザチップ。

【請求項10】

前記半導体レーザチップはVCSELである

請求項1から9までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。

【請求項11】

前記側面（5）は、ウェハを個々の半導体チップに分割したときに形成される、請求項1から10までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。

【請求項12】

ビーム出射面（4）を有する面発光半導体レーザチップの製造方法であって、

複数の面発光半導体構造および結晶主方向を有する半導体ウェハを作製し、該半導体ウェハを分離ラインに沿って複数の半導体レーザチップに分割する、面発光半導体レーザチップの製造方法において、

前記分離ラインは、前記ビーム出射面（4）に対して平行な結晶主方向（7）に対して斜めに配置されている

ことを特徴とする製造方法。

【請求項13】

前記半導体レーザチップの半導体基体（1）の少なくとも1つの側面（5）が前記ビーム出射面（4）に対して垂直に形成されるように、前記半導体ウェハを分割する、請求項12記載の製造方法。

【請求項14】

前記半導体ウェハを前記分離ラインに沿って分割する際にソーキングまたはエッチングする、請求項13記載の方法。

【請求項15】

前記分離ラインが前記結晶主方向に対して40°と50°との間の角度をなしている請求項12から14までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。

【請求項16】

前記分離ラインと前記結晶主方向とが45°の角度をなす、請求項12から14までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。

【請求項17】

前記半導体レーザチップはVCSELである

請求項12から16までのいずれか1項記載の半導体レーザチップ。